

平成 26 年 5 月 11 日現在

機関番号：12201

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530984

研究課題名(和文) 戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究

研究課題名(英文) Case Study on Role of Educational Certification for Elementary School Teacher before the Second World War

研究代表者

丸山 剛史 (MARUYAMA, Tsuyoshi)

宇都宮大学・教育学部・准教授

研究者番号：40365549

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円、(間接経費) 1,050,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、第二次大戦前日本の初等教員養成史研究として、師範学校制度と併せて考えなければならない初等教員検定制度に関して、静岡県の事例を検討した。検討の結果、師範卒者は服務年限を過ぎると退職する者が多く、それを補うため教員検定制度を利用した教員養成事業が行われていたことが明らかになった。静岡県は、検定制度を利用し教員供給を補うとともに、教員の能力向上の手段としても利用した。初等教員検定制度は戦前の初等教員養成において欠かすことのできない制度であった。また、日本において代表的な教育学者である石山脩平も同制度利用者であったことも明らかになり、軽視してはならない制度である。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to clarify the role of the educational certification for the elementary school teacher. In this study, the educational certification system of Shizuoka Prefecture was studied as a case study. The result is as follows: 1) In Shizuoka Prefecture, institutes for teacher training using the educational certification system were prepared continuously, and the educational certification system was used for teacher supply. Because some normal school graduates changed their employment, when the obligatory term passed. 2) Shizuoka Prefecture used the educational certification system also as a means of a teacher's improvement in capability. 3) Shuhei ISHIYAMA is an educational certification user's representative case. He is a typical Japanese pedagogist and used the educational certification system before normal school entrance. The elementary educational certification system was an indispensable in the elementary teacher training before the Second World War.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：初等教員検定 初等教員養成 教師教育 静岡県

### 1. 研究開始当初の背景

日本小学校教員養成史研究の一環としての小学校教員検定に関する歴史的研究の必要性は、1970年代から指摘されてきた。

船寄俊雄は「小学校教員養成史は師範学校史と同一ではなく、検定試験制度史を合わせて明らかにしなければその研究は完結しない」と二度にわたって指摘していた。

こうした指摘にこたえて、井上恵美子・船寄・笠間賢二・坂口謙一・内田徹らが初等教員検定制度史研究に着手し、中央政策動向を検討しつつ、府県公報及び府県統計書を主に用い、1900-20年代の宮城県、1900-41年の兵庫県、1890-1913年の東京府の事例を検討した。

上記の研究を契機とし、笠間、釜田史、山本朗登らが初等教員検定制度史の事例研究に継続的に取り組んだ。笠間は宮城県庁文書の教員検定関係文書を用い、引き続き1900-20年代の宮城県、特に無試験検定、宮城県教育会の教員養成事業、検定で求められた能力水準について検討した。釜田は『秋田県報』および秋田県庁文書の教員検定関係文書を用い、明治期・大正期・第二次大戦中の秋田県の検定試験制度、特に試験内容について検討した。山本は『兵庫県報』および『兵庫県統計書』を用い、明治期から敗戦前までの兵庫県の検定試験制度、特に正教員の割合について検討した。

研究開始当初は、静岡県は検討されておらず、初等教員検定制度を通史的に検討した研究は存在しなかった。

### 2. 研究の目的

本研究は、第二次大戦前日本の小学校・国民学校教員検定（以下、初等教員検定）制度史の事例研究として、静岡県の事例をとりあげ、同県の初等教員検定制度の形成から廃止までの過程及び教員検定が初等教員養成に果たした役割を、実例を交え受験者にとっての意義をも検討し、通史的に明らかにすることを目的としていた。

検討の際は、道府県比較により全国的傾向と静岡県の位置づけを明らかにするとともに、従来あまり検討されてこなかった女教員、実業・技能教科、専科教員といった傍系的存在に留意して分析し、初等教員検定の全体像の把握をめざした。

### 3. 研究の方法

研究の方法に関しては、『静岡県告示』・『静岡県公報』、『静岡県統計書』、静岡県教育会機関誌、静岡県議会議事録、教員検定出身教員の手記あるいは同教員への聞き取りを主な資料として用いることとした。

対象とする時期に関しては、教員免許種別が定まる1899年以前、1900-40年、国民学校教員検定へと移行した1941年以後の3つの時期に区分し、師範学校との関係、教員講習科の役割、教育会の役割、無試験検

定と試験検定の関係、検定で求められた能力水準、受験者の受験動機・免許状上進過程、女教員の位置づけ、実業教科・技能教科への対応、専科教員の検定試験及び配置状況、道府県・市町村の財政と教員の確保・養成政策との関係の10点に着目して分析することとした。

### 4. 研究成果

検討の結果、以下のことが明らかになった。  
(1) 静岡県は、東京府、大阪府、北海道ほどではないが、児童数が多く(1940年時点で8番目)、師範学校数も多い(3校)県であった。これまで検討されてきた宮城県、秋田県より多く、秋田県の約2倍であった。静岡県は、全国的にみて児童数、師範学校数とも多い県であった。検定合格者数でも、尋常小学校准教員の合格者数が群を抜いて多いという特徴があった(試験検定は全国1位、無試験検定は全国3位)。

(2) 静岡県の初等教員検定制度は、通史的検討の進んだ秋田県と比較して、展開過程が異なっていた。

静岡県の場合、1926(大正15)年に無試験検定が県内公立小学校在職者に限定され、無試験検定が厳格化されるとともに、試験検定が従来の年1回及び臨時から年2回及び臨時へと改められ、受験機会を増やし試験検定重視へと転換していた。

遅くとも1894(明治27)年までには、人物を保証された者が、必要書類を、郡役所等を経由して提出し、年1回及び臨時の検定を、静岡等にて受験するという実施方法が形成される。その後、無試験検定において現職公立小学校教員が受験する場合に提出書類が軽減され受験しやすくなった。試験検定も中学校・高等女学校等の卒業者は負担が軽減された。

ところが、1925(大正14)年度に教員数と学級数の割合が「権衡」を保つようになると、翌年には無試験検定を厳格化し、試験検定重視へと大きく転換することになった。

こうした無試験検定厳格化及び試験検定重視の動きは、これまで確認されていない。これは教員供給との関係により、検定のあり方が規定されていたことを意味していると思われる。教員供給が困難であれば無試験検定を重視し、教員供給の可能性が高まると試験検定を重視するという関係にあるのではないか。これが静岡県の特殊性か否か、今後検討していく必要がある。

(3) したがって、時期区分も以下のようになる。

小学校令施行規則以前(形成期):

1872-1898年

小学校令施行規則期・無試験検定受験厳格化以前(展開期): 1900-1925年

小学校令施行規則期・無試験検定受験厳

格化以後（転換期）：1926-1940年  
国民学校令施行規則期（終末期）：  
1941-1947年

（4）静岡県でも小学校教員講習科、臨時小学校第一類講習科、予備科、臨時教員養成所などの教員養成施設が教員検定を利用していましたが、その他に郡・郡教育会の教員養成講習会、正・准教員養成所など、県・郡レベルで多様に教員供給が試みられ、そこで教員検定、特に臨時試験検定が実施された。

釜田史も指摘しているように、師範学校では補いきれない有資格教員の供給を教員検定が補っていた事実は静岡県でも確認できた。

有資格者の供給という点に関しては、師範学校卒業者の教職退職も少なくないことも明らかになった。制度上の師範卒者の位置づけと実態とは分けて考え、実態の検討も必要であると考えられた。

（5）文部省も教員検定制度を利用していたことが明らかになった。文部省は1926年から師範教育改善事業に取り組み、その一環として尋常小学校本科正教員講習会開催を促した。静岡県でも1926（大正15）年から31（昭和6）年までは講習会を開催し、受講者には教員検定制度により小学校本科正教員免許状が授与された。

（6）師範学校と教員検定との関係について、師範学校入学者も准教員養成所に学び（＝准教員・教員検定を経ることを意味する）、准教員を経て師範学校へ進学した者を複数名確認し、教員検定が師範学校進学へのルートないしは呼び水になっていた可能性があるということが明らかになった。

「小学校教員検定等二関スル規則」のもとで師範学校卒業者も甲種検定を経なければならなかったことはよく知られている。その他、尋常師範学校生徒募集規則でも師範学校入学希望者に尋常小学校准教員免許状を有することが求められていた。尋准免許状を有することが求められなくなるのは師範学校規程（1907年）以降である。今回の検討で明らかになった石山脩平の事例は師範学校規程以後も准教員・教員検定を経て師範学校に入学する者が存在していたことを示している。准教員・教員検定を経ず、師範学校に入学する者が多くなるのは、師範学校と高等小学校が接続するようになる1925年以降である。いずれにしても、今後、師範学校と教員検定の関係を改めて問い、准教員とその教員検定にも注意を払い、師範学校と教員検定を対立的構図で捉える枠組みは修正する必要がある。

（7）高等女学校と教員検定との関係について、高等女学校と同校卒業者の果たした役割の大きさが示唆された。

師範学校女子部を廃止した後、それを継承するかたちで設置された私立静岡高等女学校でも、卒業生は学科試験免除の検定を受験し、教員免許状を取得していた。明治後期には無試験検定により中学校卒業者とともに高等女学校卒業生が数年間の小学校教育従事の後無試験検定に合格していた。1917（大正6）年には高等女学校出身者を意識したと思われる検定準備講習会が静岡県主催で行われていた。第二次大戦中には、静岡県だけでなく他府県でも高等女学校を会場・設置場所とし、高等女学校卒業者を対象とした教員養成講習会・教員養成所が多数開設されていたことも明らかになった。今後は、高等女学校と初等教員検定の関係を改めて問い、そうした視野をもって初等教員養成史を見直す必要があると考える。

（8）専科教員に関しては、一定数存在していたことが確認できた。『静岡県学事関係職員録』を手がかりに専科教員が最も多かった1939年度に関して、その内訳を調べてみると、裁縫が300名以上と最も多く、次いで農業が100名以上、体操50名以上、手工30名以上であり、実業・技能教科の専科教員が少なからず存在していた。

（9）道府県財政に関しては、『文部省年報』及び『静岡県統計書』では初等教員養成関係費の内訳が明らかにできないが、『静岡県公報』あるいは県議会議事録により、初等教員養成関係費について知ることができることが判明したが、今回は分析するには至らなかった。

（10）最後に、今後の課題について、児童数及び府県財政に考慮した累計的検討の必要性を指摘しておきたい。

無試験検定により教員を供給しようとした秋田県と無試験検定を厳格化し試験検定重視へと移行した静岡県の相違に関して、児童数（学級数）の相違、府県財政状況の相違（＝師範学校数の相違）によるのではないかと考えられた。清水康幸は1930年代に入り師範学校第二部を募集停止した青森・鳥取・福井等の県をあげ、「いずれも農業県であり、大都市や工業地域を抱えた府県との経済格差には大きなものがあった」と述べている。

秋田県と静岡県は児童数が大きく異なる。検討が進んでいる宮城県の児童数は秋田県に近い。東京府、大阪府、北海道は、静岡県とも異なる。逆に鳥取県など秋田県よりもさらに児童数が少ない県もある。今後、児童数、府県財政に考慮した類型的検討が必要になるのではないかと。そして、そうした検討により、初等教員検定が果たした役割がより正確に把握できると考える。今後は類型的検討による府県比較を行い、改めて師範学校との関係を問い、旧学制下の初等教員検定及び初等教員養成の全容解明を図りたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4件)

(1) 丸山剛史「戦前日本の小学校教員検定合格者数の道府県比較(□) 無試験検定・1900-40年」『宇都宮大学教育学部紀要 第1部』、査読無し、第62号、2012年、47-68ページ

(2) 丸山剛史「第二次大戦中・戦後の国民学校教員検定」『宇都宮大学教育学部紀要 第1部』、査読無し、第63号、2013年、21-42ページ

(3) 釜田史「愛媛県小学校教員養成史研究 愛媛教育協会における教員養成事業を中心に」『愛媛大学教育学部紀要』、査読無し、第60巻、2013年、59-71ページ

(4) 釜田史「小学校教員無試験検定制도에 関する研究 秋田県を事例として」『日本教育史学会紀要』、査読有り、第4号、2014年、1-19ページ

〔学会発表〕(計 2件)

(1) 内田徹・丸山剛史「昭和戦前期の女教員の小学校教員検定利用に関する事例研究」、関東教育学会第59回大会、2011年11月13日

(2) 丸山剛史「第二次大戦前の静岡県における准教員養成 郡教育会設置の准教員養成所と試験検定実施過程の分析を中心に」、全国地方教育史学会第37回大会、2014年5月18日(予定)

〔図書〕(計 1件)

(1) 丸山剛史、(冊子体・科研費報告書につき出版社名なし)『平成23年度~平成25年度科学研究費補助金基盤研究◎研究成果報告書 戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』、2014年、全153ページ

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

丸山 剛史 (Tsuyoshi MARUYAMA)

研究者番号: 40365549

宇都宮大学・教育学部・准教授

(2) 研究分担者

井上 恵美子 (Emiko INOUE)

研究者番号: 80259316

フェリス女学院大学・文学部・教授

笠間 賢二 (Kenji KASAMA)

研究者番号: 50161013

宮城教育大学・教育学部・教授

釜田 史 (Fumito KAMATA)

研究者番号: 60548387

愛媛大学・学内共同利用施設等・講師

山本 朗登 (Akito YAMAMOTO)

研究者番号: 60611704

山口芸術短期大学・その他部局等・講師

遠藤 健治 (Kenji ENDO)

研究者番号: 50288031

美作大学・生活科学部・准教授

(3) 研究協力者

坂口 謙一 (Kenichi SAKAGUCHI)

研究者番号: 30284425

東京学芸大学・教育学部・准教授

内田 徹 (Toru UCHIDA)

研究者番号: 00633801

東京福祉大学・教職就職支援室・職員